

《重要》 同月過誤処理依頼書の廃止について

現在、同月過誤処理を実施する際、同月過誤処理実施月の前月末日までに事業所から国保連合会へ同月過誤処理依頼書一式※を提出していただいておりますが、業務見直し等に伴い、**令和8年8月処理（7月提出分）から同月過誤処理依頼書を廃止**いたします。

※ 同月過誤処理依頼書一式とは「同月過誤処理依頼書」、「過誤対象者一覧表（合計表）」、「過誤対象者一覧表（内訳書）」を指します。

1 廃止年月

令和8年8月処理（7月提出分）から

2 作業手順

処理項目	変更前（令和8年7月処理まで）	処理項目	変更後（令和8年8月処理から）
①	市町村等への過誤依頼	①	市町村等への過誤依頼
②	同月過誤処理を行う旨を国保連合会に連絡	②	廃止
③	国保連合会への同月過誤処理依頼書提出	③	廃止
④	国保連合会への請求明細書情報（再請求分）の提出	④	国保連合会への請求明細書情報（再請求分）の提出

3 廃止までのスケジュール

実施主体	令和8年		
	6月	7月	8月
事業所	7月処理の同月過誤処理依頼書提出	8月処理の同月過誤処理依頼書 廃止	同月過誤処理依頼書 廃止